平成25年第3回定例会環境生活委員会会議録

平成 25 年 9 月 24 日 10 時 00 分~10 時 38 分 第 3 委員会室

出席者氏名

委 員 長 滝 沢 健 一 副委員長 坂 本 隆 司 山 宮 留美子 委 員 委 員 小野村 飾 委 員 委 員 鴻巣義則 寺 田 寿 夫

執行部説明者

中 山 一 生 市 市民生活部長 長 羽田利勝 都市環境部長 木 村 茂 市民課長 木村 豊 市民協働課長 加藤 勉 商工振興課長 大 竹 昇 農政課長兼 農業委員会事務局長 島 修 都市計画課長 鈴木康弘 石 施設整備課長 菅 原 安 雄 下水道課長 栗山 幸 放射線対策課長 酒 川 栄 治 環境対策課長 宮 田 研 中 村 兼 次(書記) 下水道課長補佐

事務局

総務グループ 主査 仲 村 真 一

議 題

議案第14号 平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項

議案第16号 平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第17号 平成25年度龍ケ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

滝沢委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第5号、議案第14号の所管事項、議案第16号、議案第17号の4案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが会議が円滑に進行できますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは議案の審査に入ります。議案第5号龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第5号龍ケ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 議案書では10ページ、新旧対照表では5ページになります。今回の改正は、この新旧対象表を 見ていただきますと、第6条第3項、こちらで引用します第21条の規定、そしてまた新では第 30条の規定となってるわけですが、この条文を、福島復興再生特別措置法の一部改正がありま したことから、条文の追加繰り下げがあり、それに対応する改正を行おうとするものでございま す。 内容につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

現在被災地から避難されている方で市営住宅に入られている世帯は何軒ほどいらっしゃいますか。

鈴木都市計画課長

市営住宅への入居者はおりませんが、応急仮設住宅ということで、市で借り上げた民間の住宅に17軒、福島、宮城出身の方にお貸ししている状況です。期限も今回延ばすこととなりました。

坂本委員

現実的にそれを続けていくと考えているのでしょうか。それともいずれは市営住宅に移っていただくという考えもあるのでしょうか。

鈴木都市計画課長

今の段階では期限が平成27年の3月31日まで延びまして,こちらでの貸付というのは終わるというかたちになっております。県,福島の方からまた延長とか,今後どうしなさいというような指示があれば,再検討していきたいと思うんですけども,今の段階では期限までということで考えています。

山宮委員

17軒の借り上げとお聞きしましたけれども、当初から17軒だったのか、それとももう何軒か引っ越されたとかあるのでしょうか。

鈴木都市計画課長

当初 18 軒でございまして、1 軒出られまして、出られた方で再度入ってこられた方等もいらっしゃいますが、最終的に現時点 17 軒でございます。

山宮委員

その1軒出られた方というのは元々住んでいらっしゃったところに戻られたんですか。

鈴木都市計画課長

その行き先は確認しておりません。

滝沢委員長

他にありませんか。

別にないようですので採決いたします。議案第5号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして,議案第14号平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

別冊の1ページでございます。議案第14号平成25年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号) でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819,628,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ23,252,697,000円とするものでございます。

所管事項についてご説明申し上げます。 5,6ページをお開きください。 5ページの第4表地 方債補正でございます。 6ページでございます。それの廃止でございます。上から2段目のコミュニティセンター整備事業でございます。こちらにつきましては当初予定しておりました市債全額を地域経済活性化雇用創出臨時交付金,これに振り替えるものでございます。28,900,000円の振替でございます。

木村都市環境部長

その下になります。排水路整備事業債でございます。この起債につきましても、ただいまご説明のあったコミュニティセンター整備事業と同様に、いわゆる元気交付金へ振替をしようとするものでございます。

続きまして変更でございます。地方道路等整備事業でございます。こちらにつきましても補正前と補正後の差額、こちらにつきまして元気交付金へ振り替えるものでございます。

続きまして歳入に移ります。9,10ページへお移りください。なかほどの国庫補助金のところでございます。その二つ目で6番の地域活性雇用創出臨時交付金(舗装修繕分)そしてその下の排水路整備分,こちらにつきましては先ほど起債の欄でご説明した振替による国庫補助金の手当てでございます。

羽田市民生活部長

続きまして二つあきまして、総務費国庫補助金の0002番の地域経済活性化雇用創出臨時交付金のコミュニティセンター分でございます。こちらにつきましても先ほどの振替の分でございます。続きまして農林水産業費県補助金、0014番経営体育成支援事業費でございます。こちらは農業機械等の導入に対する補助金でございます。10分の3以内で補助するものでございます。補正に至った理由につきましては、ここにきて事業者が確定したため補正をするものでございます。その下の商工費県補助金の0001番の地方消費者行政活性化交付金でございます。こちらは補助率が10分の10でございます。茨城県消費者行政活性化基準事業を活用し当市の消費者の教育、啓発活動の活性化を図るものでございます。補正に至った理由でございますけれども、この度県の市町村への交付額が決定したためでございます。その下の2番の商店街活力向上支援事業費でございます。こちらはこの度茨城県で募集いたしました平成25年度商店街再生総合支援事業、こちらに申請をいたしたところ、当市チャレンジ工房どらすてのコミュニティ機能の強化事業が採択されたため、チャレンジ工房どらすて改修工事の一部に充てるものでございます。補助率は10分の10でございます。続きまして11、12ページをご覧ください。一番下の市債でございます。先ほどの振替によってコミュニティセンター整備事業の市債を全額廃止するものでございます。

木村都市環境部長

その下になります。地方道路等整備事業債及びその下の排水路整備事業債これにつきましても 同様の理由でございます。続きまして15,16ページにお進みください。歳出でございます。

羽田市民生活部長

戸籍住民基本台帳費の1006700番,職員給与費(戸籍住民)こちらにつきましては,4月の人事異動及び7月からの職員給与の削減により補正をするものでございます。これ以降職員給与費については同様でございますので割愛させていただきます。続きまして106800番の戸籍事務費の戸籍システム構築,保守でございます。こちらは大規模で広域の災害時による戸籍の混乱を防止するために、戸籍副本データを西日本の法務省の管理センターに送信するためのシステムを構

築する費用でございます。その下の 1008300 番, 職員給与費(統計調査) につきましては, 所管でございます。19, 20ページをご覧ください。

木村都市環境部長

衛生費の保健衛生費でございます。105500番,職員給与費(保健衛生),所管となります。ひとつとびまして、公害対策費の1017000番,職員給与費(公害対策),こちらも所管であります。清掃費でございます。一番上の1017500番,職員給与費(清掃),所管となります。その下の1017700番塵芥処理費委託料でございます。これは指定ごみ袋の製造にかかるものでございますが、当初予定していた金額よりも、円安や石油の高騰により、全体の契約関連数量の不足が見込まれるということで新たに増追加補正を挙げるものでございます。その下の1017800番ごみ減量促進費でございます。こちらの委託料につきましては契約の確定によります減額でございます。21、22ページにお進みください。

羽田市民生活部長

一番上の農業委員会費,1018300番職員給与費こちらにつきましては所管でございます。続きましてその下の1018600番こちらにつきまして所管でございます。その下の1018800番の農業経営基盤強化促進対策事業の,負担金,補助金でございます。こちらは人・農地プランに位置付けられました経営体に対して農業機械の導入を支援するものでございます。2件分でございます。色彩選別機,乾燥機,コンバイン等でございます。その下の1019700番につきましては所管でございます。

木村都市環境部長

その下の1020000番、農業集落排水事業特別会計繰出金、こちらにつきましても所管でございます。

羽田市民生活部長

その下でございます。1020200番生産調整推進対策事業でございます。補助金の加工用米集荷促進事業,こちらは当初加工米の出荷量を178ha分としておりましたけれども,最終的に持ち込み者の増加により16ha分を補正するものでございます。続きまして商工費の商工総務費1020400番職員給与費,こちら所管でございます。その下1020600番につきましては商店街活力向上支援事業,さきほど申しましたようにどらすての改修費用としての県からの補助金でございます。一番下,消費生活センター運営費の需用費でございます。先ほど申しましたように,消費者教育啓発活動の活性化のための費用でございます。具体的に申し上げますと消費教育関連図書として,市内の6中学校,市内の13小学校図書館にそれぞれ図書を配布するものでございます。続きまして,23,24ページにお進みください。

木村都市環境部長

土木費に移ります。一番上の 1021100 番職員給与費, 所管でございます。一つとびまして建築指導費関連の 1021600 番, こちらも所管となります。その下の地籍調査費の職員給与費も所管でございます。続きまして道路橋梁費でございます。1022100 番, 1022700 番, 職員給与費こちらは所管となっております。続いて河川費の職員給与費, こちらも所管となります。都市計画費の1023400 番, こちらの職員給与費も所管になります。一番下の街路の関連の職員給与費でございますが, こちらも所管となります。25, 26ページにお進みください。公共下水道費で1024000 番,公共下水道事業特別会計繰出金,こちらも所管でございます。その下の1024200 番,職員給与費こちらも所管でございます。住宅費でございます。上段の職員給与費につきまして所管でございます。下段の1024900 番市営住宅管理費ございます。この報酬につきましては,入居者選考委員会1回の開催分の追加でございます。当初予算で1回分予定していたところ,市営住宅が空いておりましたことから,既に1回の入居者選考委員会を開催いたしまして,今年度中には2回目を開催したいということで考えております。11番の需用費でございます。修繕料でございます。5部屋分の修繕量を計上いたしております。その下の役務費でございますが,こちらにつきましては,同じく5部屋分のルームクリーニングを計上したものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

16ページなんですけど、戸籍事務費で西日本の方にデータの送信ということだと思うんですが、これというのは今年だけで終わりになるんですか。それとも毎年更新されていくのでしょうか。

木村市民課長

今回システムを構築しますと、西日本の管理センターに毎日1回戸籍のデータを送信するようになります。これはこのシステムが続く限りは継続していくことになります。

坂本委員

ありがとうございました。あくまで当市のシステムのバックアップというかたちで使われていくということですね。

後20ページの指定ゴミ袋の製造の件ですけれども、材料費の単価的なところの調整というかたちの補正ということでよろしいでしょうか。

宮田環境対策課長

円安が進みまして 1 ドル 80 円ほどだったものが 100 円ほど, 2 割位ですね円安になってしまいまして,材料が 2 割高くなったようなかたちになってしまったものですからその不足分を補正いたします。

坂本委員

ということは作っている枚数自体は変動はないということでよろしいですか。

宮田環境対策課長

予定数料に不足しているので、今回その分を補正します。予定数量 8700 箱を予定しておりましたので、2割ほど買えてませんのでその分を補正いたします。

坂本委員

そういうことですか。わかりました。以上です。

山宮委員

先ほどの指定ごみ袋の件でお聞きしたいんですが、指定ゴミ袋を作っている委託先は1箇所なんでしょうか、それとも何箇所に委託しているのでしょうか。

宮田環境対策課長

1箇所にお願いしますと、その会社が倒産したりしますと作れなくなってしまので3社にわけて発注しています。

山宮委員

なんでそんなことを聞くかといいますと、たまに買う場所によって違うんですね、ゴミ袋の色と、縛るところの長さが、主婦的な話ですいません。たまに短いときがありまして、いっぱい入れたときに縛りづらいんですね、これは規定がきちっとあるはずなのに、色もすごく薄いグリーンのときもあったり、その辺はある程度きちんとした規定はあるのでしょうが、どうなんでしょうか。

宮田環境対策課長

仕様は指定しておりますが、なかには不良品等があって、それはメーカーに報告して対応はしておりますが、そこまで目に見えては認識してませんでしたので調査します。

山宮委員

最近では少なくなってると思うんですけれども、そういう市民の声は今までなかったですか。

宮田環境対策課長

あるのはですね、今年も何回かあったんですが、破れやすいと、すぐに破れてしまうということで、これについては不良品ではないかということで調査しておりまして、数が多いものですから不良品が出た場合には、市のストックがあるので交換したりして対応させていただいております。

山宮委員

今後はそういうことがないようにチェックしていただきたいと思います。ゴミ袋に関してはよろしくお願いいたします。

次の質問です。市営住宅の修繕費で125万円で5部屋分として補正されていますが、どの程度の修繕ですか。

鈴木都市計画課長

部屋の状況によって異なりますが、場合によっては、何年も住んでいた場合にですね、住んでる方の責任といえないような、壁の張替え、畳の入れ替え、風呂釜、ガス給湯関係などの修繕です。

山宮委員

ハウスクリーニングも5部屋分計上されていますが、これはある程度単価は決まっているので しょうか。

鈴木都市計画課長

内容によって異なりますが、通常4万5千円ほどなんですけれども、見積もりだともうちょっと高かったりするんですけども、壁、フローリング等のクリーニングということで、通常大体5万円以下ということで、今回は4万5千円ということで計上させていただいております。

滝沢委員長

他にありませんか。

小野村委員

入居者選考委員会という話のなかで、現在の市営住宅の需要と供給というか、倍率はどうなっていますか。

鈴木都市計画課長

先日第1回目のですね,入居者選考委員会を行ったんですけれども,そのときは富士見住宅は 3件の募集に対して3件の応募がありまして,奈戸岡につきましては2件募集しましたが応募は ありませんでした。砂町については1部屋の募集に対して2件の応募がありましたので,これに つきましては抽選を行いました。時期的なものもありまして,今回部屋が5部屋空いたということで選考を実施いたしましたが,7月だったものですから,場合によっては2月ごろに実施すれば4月からの入居ということとで,ちょうど応募的には今回は少ない状況でした。

小野村委員

これは先ほど修繕という話がありましたが、結構、入居者の出入りはあるんですか。

鈴木都市計画課長

人数的には1,2月に1部屋開く程度でございます。ただ今回は2回目の開催も予定しておりますが、奈戸岡が古いということもありまして、人気がないということで、2部屋の他に3部屋空きました。富士見住宅が今度1部屋空くという予定がありまして、ちょうど6部屋空きますので、ただ、先だっての入居者選考委員会で奈戸岡の人気がなかったものですから、その他に富士見1件ではなくて、砂町あたりに空きがあれば今年の末辺りに選考委員会ができればと、遅くとも1月位にやれれば、ちょうど4月位の入居を考えている方が応募できるのかなと思っております。

小野村委員

市営住宅ではあまり聞きませんが、県営住宅ですか。不正入居というか割と高収入の方が不正

に入っているような話を聞くんですけども、定期的に実態調査はやっているんでしょうか。

鈴木都市計画課長

今年も8月に定期的に収入調査ということで、家族の構成及びその家族の収入状況等を調査させていただきまして、状況によっては部屋代が下がったり、逆に高額になればアップするというかたちで対応しております。今夏は8月に実施しておりなます。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第 14 号本案は原案通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、 議案第16号平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について執行部か ら説明願います。

木村都市環境部長

それでは別冊の方で説明させていただきます。議案第16号でございます。平成25年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。この補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,624,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれを2,062,876,000円とするものでございます。それでは内容でございますが、4,5ページへお進みください。上段歳入でございます。まず、一番上の公共下水道事業費等繰入金こちらにつきましては財源の調整でございます。その下の公共下水道職員給与費繰入金こちらにつきましては職員給与費の減額による減額でございます。歳出でございます。上段の3000100番、職員給与費(下水道管理費)、そして下段の職員給与費(下水道建設)こちらにつきましては所管でございます。最後に公債費になります。上段の下水道事債元金償還費、下段の下水道事業債利子償還費こちらにつきましては、平成24年度の資本費平準化債、それが446,800,000円ほど借り入れをするものでございますが、当初予算の段階ではこの借り入れの利率を1.5%見込んでいたところ、実際の借り入れの決定が1.0%となったことから修正をするものでございます。因みに借り入れにつきましては元利均等払い単年度で40回払いとなっております。以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第16号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして議案第17号 平成25年度龍ケ崎市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について、執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第 17 号平成 25 年度龍ケ崎市農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明申し上げます。この補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 173,000 円を追加しまして,歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58,773,000 円とするものでございます。内容でございます。 4,5 ページをお開きください。

まず歳入でございます。上段の0001番,りん除去支援事業でございます。こちらにつきましては、当初予算が300,000円で計上させていただいたところでございましたが、この後県の補助要綱の見直しによりまして、48万円アップになりましたことから18万円程追加補正させていただくものでございます。続いて繰入金でございます。上段の1番につきましては財源調整、下段の2番につきましては給与の減額に伴うものでございます。

歳出でございます。 6000100 番の職員給与費これは1名分でございます。その下の 6000300 番の農業集落排水施設管理費委託料,こちらにつきましては、りん除去事業によります汚泥の処理でございます。続きまして公債費でございます。こちらにつきましては、元金、利子の補正でございますが、こちらにつきましても平成24年度分の資本費平準化債、12,100,000円こちらを当初1.5%の借り入れで見込んでいたところ、下水道と同じ1.0%で決定しましたことから、修正をするものでございます。説明は以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第17号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。